

国産農産物から見た ポジティブリスト制度の検証

JA全農 肥料農薬部
技術対策課

本日の話題

- ポジティブリスト制度導入時の農業生産現場での取り組み
- 国産農産物における基準値超過事例とその発生要因
- 生産現場での課題
- 今後必要と思われる対応

ポジティブリスト制度導入時の 生産現場での取り組み

□ 当初想定された課題

：一律基準値超過のリスクが考えられるケース

- 別の農薬が残ったままの散布器具を使用した
- 農薬に触れた手指などで作物を扱った
- 隣接農地で散布した農薬が飛散してきた(ドリフト)
- 栽培土壌中に残留していた別の農薬の影響



ドリフト低減対策の検討 1

- 平成15年 業界関係者でドリフト対策連絡協議会を設立
- ドリフトによる基準値超過のリスク回避
ドリフトそのものを低減
ドリフトを被る対象を保護

ドリフトを被る対象を保護

- 飛散防止ネット、遮蔽植物
- 出荷時期・散布時期の調整
地域を挙げての対策
- ドリフトしても問題が生じにくい薬剤の使用
= 残留基準値が多くの作物に設定



ドリフト低減対策の検討2

ドリフトそのものを低減する方法

- **ドリフトが少ない散布方法**
 - ドリフト低減ノズルの開発
 - 散布の基本の徹底
- **ドリフトが少ない製剤**
 - 粉剤から粒剤への変更
 - 微粒剤Fの開発



ドリフト低減ノズル



微粒剤F(左)と一般粉剤(右)

ドリフト低減対策の指導

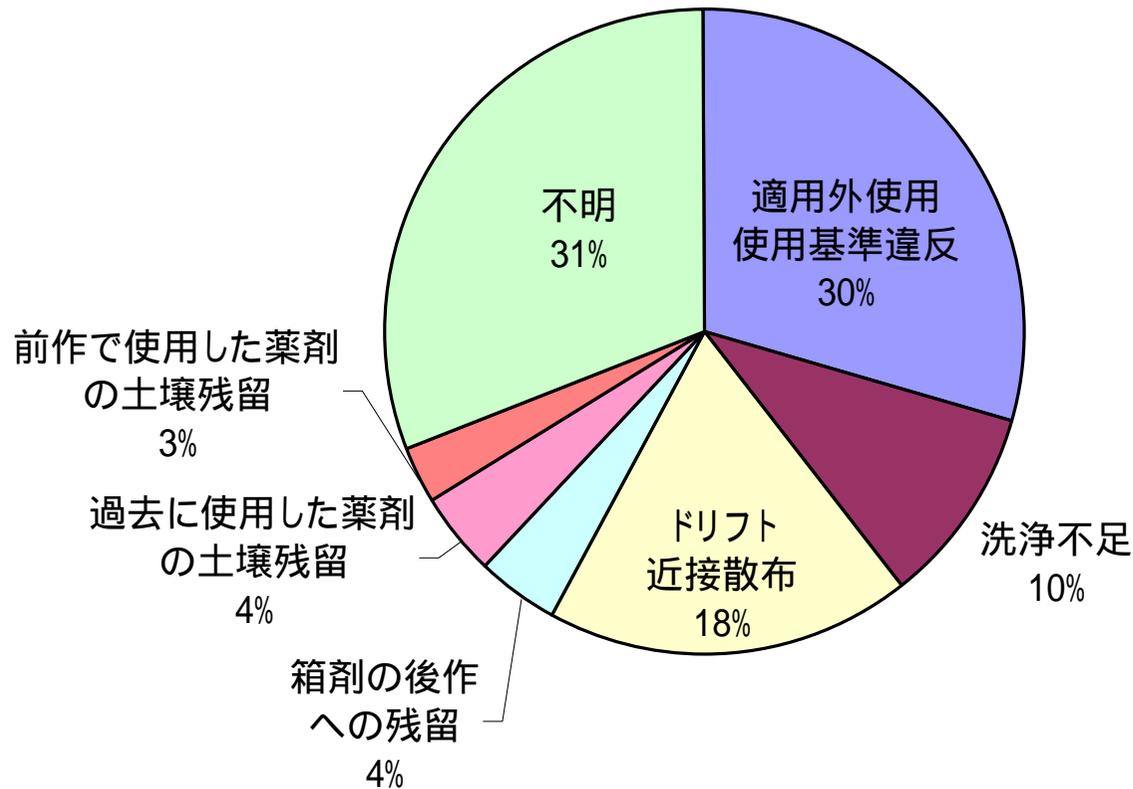
- 農薬散布の基本から指導する必要
- 農水省及び関係団体による「**農薬飛散対策マニュアル**」の作成と発行
- 全農：リーフレット、ポスターの作成
全国JAでの講習会の実施



制度導入後の国産農産物における 基準値超過事例とその発生要因

基準値超過事例の要因

(平成20年1月～23年3月、公表された事例72件を取りまとめた)



検出事例の多い作物（例）

（平成20年1月～23年3月、公表された事例72件を取りまとめた）

| 作物 | 件数 | 備考 |
|--------|----|------------------|
| シュンギク | 15 | |
| ハウレンソウ | 8 | |
| オオバ | 3 | |
| シシトウ | 3 | |
| チンゲンサイ | 3 | |
| ニラ | 3 | |
| ネギ | 3 | |
| レタス | 3 | （非結球レタス2、結球レタス1） |
| カボチャ | 2 | |
| コカブ | 2 | |
| コマツナ | 2 | |
| モモ | 2 | |
| トマト | 2 | （ミディトマト1、ミニトマト1） |

基準値超過の要因について

- 基準値超過事例の要因としてもっとも多いのが、
使用基準違反(適用外使用、使用量・使用時期・使用回数
の違反)
- 次いで、散布機の洗浄不足、ドリフト
さらに生産者における注意が必要
- その他…
 - 過去に使用した除草剤等が土壌に残留
(アルドリン、ディルドリン、ヘプタクロール)
 - 箱処理剤が土壌を通じて後作物に残留
 - 魚介類からの除草剤の検出 登録削除
 - 稲わら、飼料を通じて畜産物への残留懸念

過去に使用した薬剤の土壌残留による 基準値超過事例

1970年代に登録失効となった農薬成分が土壌に残留し、作物から検出された。

| 対象農産物 | 検出成分 濃度 | 残留基準 | 事故後対応 |
|-------|---------------------------------|---------|-------|
| きゅうり | ディルドリン 0.03ppm (再検査 0.05ppm) | 0.02ppm | 自主回収 |
| きゅうり | ディルドリン | | 自主回収 |
| バレイショ | アルドリンおよびディルドリン 0.006ppm | 不検出 | 回収命令 |
| 南瓜 | ヘプタクロル 0.05ppm | 0.03ppm | 自主回収 |
| 南瓜 | ヘプタクロル 0.07ppm | 0.03ppm | 回収命令 |
| バレイショ | アルドリンおよびディルドリン 0.006ppm | 不検出 | 回収命令 |

水稲用の剤が土壌を通じて後作物に残留

- 日本独自の水稲用殺菌剤：玄米以外の基準値がない
- 水稲の育苗箱で処理した薬剤が土壌に残留
育苗ハウスで、育苗後に栽培した作物に吸収、
0.01 ppmを超過して残留



魚介類からの水田除草剤の検出

- 水田で使用された除草剤の成分が、シジミから0.01ppmを超えて検出
- ある成分は登録削除 農薬の製品回収

【対応】

- 農薬使用時の注意事項として、使用後の「止水期間」を4日から7日に。
- 魚介類の残留基準値を設定

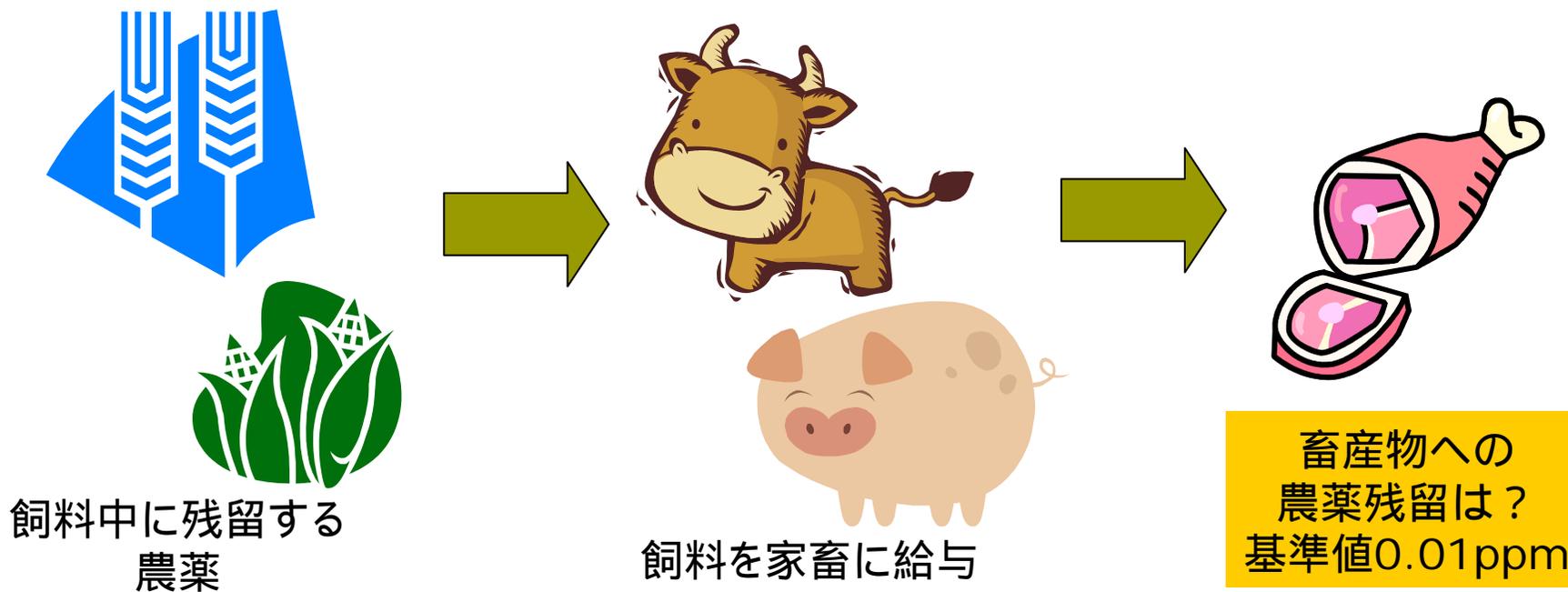


国産飼料と畜産物への農薬残留 1

- 自給率の向上 国産飼料の利用拡大促進
- 主に日本で使用されている飼料
 - 飼料用作物
イネ科牧草、マメ科牧草、飼料用とうもろこし
ソルガム、稲WCS
 - 副産物
稲わら、ビートパルプ(てんさい搾りかす)、大豆油粕米ぬか
 - もみ米
(下線は、農薬登録の際、考慮されているもの)

国産飼料と畜産物への農薬残留2

- 畜産物への農薬残留基準が設定・・・0.01ppm
- 農薬を使用した飼料作物を家畜に給与した場合の畜産物への残留は？
- 農薬登録制度の変更(予定) 残留試験例数の増加



生産現場での課題(例)

□ 果樹混植園での薬剤散布

ある県での混植:もも、すもも、おうとう、ぶどう…
同じ園地に、様々な種類の樹木が栽培されている

【対応】

□ すべての果樹に基準値のある剤を選定

特定の系統の薬剤散布

(例:ネオニコチノイド系の殺虫剤、
ストロビルリン系の殺菌剤)

【課題】

□ 特定の害虫の発生

□ 薬剤抵抗性害虫や耐性菌の発生

今後、必要と思われる対応

- 適正使用のさらなる徹底
- ドリフト対策の検討
(剤の変更以外に可能な対策はあるか)
- 農薬の適用がなくても基準値が設定できるしくみ
(現状、その害虫・病害に効果がないと農薬の登録が取れない、登録がないと基準値が設定できない)
- 一律基準値の科学的根拠に基づく見直し
- 基準値超過時の対応
(農作物回収の要・不要)